

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【会社名】	アドアーズ株式会社
【英訳名】	A D O R E S , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三吉 誠
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 上原 聖司
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 三吉 誠及び取締役 上原 聖司は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組に準拠して財務報告に係る内部統制を整備し運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。従って、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を、完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、当事業年度末日である平成27年3月31日を基準日とし、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準及び実施基準に準拠した。

本評価に当たっては、財務諸表の表示及び開示、企業活動を構成する事業又は業務、財務報告の基礎となる取引又は事象、並びに主要な業務プロセスについて、財務報告全体に対する金額的及び質的影響の重要性を検討し、財務報告に係る内部統制の評価に関する実施基準に示されている以下の手順及び方法で、合理的な評価の範囲を決定した。

まず、全社的な内部統制について、僅少な事業拠点を除く全ての事業拠点を対象に評価を実施した。次に、財務報告に係る業務プロセスにおける内部統制について、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、売上高を指標として、全社売上高の2/3に達するアミューズメント事業及び不動産事業を「重要な事業拠点」として選定し、選定した事業拠点において、当社グループの事業目的に大きく係る勘定科目である「売上」及び「売上原価」に係る業務プロセスを評価対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

なお、連結子会社である株式会社日本介護福祉グループについては、評価範囲に含めていない。同社は、平成26年11月5日付けの株式取得により連結子会社となったものであり、内部統制の評価に必要とされる相当な期間が確保できないため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な手続きが実施できなかった場合に該当すると判断したためである。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、基準日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。